

○福島地方水道用水供給企業団公告式条例

〔 昭和 60 年 10 月 16 日
条 例 第 1 号 〕

改正 平成 4 年 3 月 6 日条例第 1 号 平成 14 年 8 月 28 日条例第 2 号
平成 16 年 9 月 7 日条例第 2 号 平成 17 年 3 月 8 日条例第 1 号
平成 17 年 12 月 6 日条例第 3 号 平成 18 年 1 月 12 日条例第 1 号
平成 20 年 2 月 23 日条例第 1 号 平成 27 年 9 月 2 日条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。

（条例の施行日）

第 3 条 条例は、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行する。ただし、条例をもって特に施行日を定めたときは、この限りではない。

（規則に関する準用）

第 4 条 前 2 条の規定は、規則に準用する。

（規程の公表）

第 5 条 規則を除くほか、企業長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して企業長印を押さなければならない。

（その他の規則及び規程の公表）

第 6 条 第 2 条及び第 3 条の規程は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、第 2 条中「企業長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「企業長名」とあるのは「当該機関名」と、「企業長印」とあるのは「当該機関印」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月28日条例第2号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成16年9月7日条例第2号）

この条例は、平成16年9月7日から施行し、改正後の別表の規定は、平成16年7月20日から適用する。

附 則（平成17年3月8日条例第1号）

この条例は、平成17年3月8日から施行し、改正後の別表の規定は、平成17年2月7日から適用する。

附 則（平成17年12月6日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成17年12月1日から適用する。

附 則（平成18年1月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成20年2月23日条例第1号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成27年9月2日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
福島地方水道用水供給企業団揭示場	福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
福島市役所揭示場	福島市五老内町3番1号
二本松市役所揭示場	二本松市金色403番地1
伊達市役所揭示場	伊達市保原町字舟橋180番地
桑折町役場揭示場	伊達郡桑折町字東大隅18番地
国見町役場揭示場	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
川俣町役場揭示場	伊達郡川俣町字五百田30番地